

奈良県スポーツ施設整備ビジョン策定業務委託仕様書

I 総則

1. 適用範囲

本仕様書は、奈良県(以下「甲」という。)が委託事業者(以下「乙」という。)に委託して実施する「奈良県スポーツ施設整備ビジョン策定業務」(以下「本業務」という。)について必要な事項を定めるものとする。

2. 業務目的

県内スポーツ施設について、2030年に予見される本県での2巡名国体開催と、その後の将来的な利活用を見据え、中長期的な視点から、基本的なあり方を検討。その結果を踏まえ、県内スポーツ施設整備ビジョンを策定。

3. 納期及び納入場所

本業務の納期及び納入場所は次のとおりとする。

- (1) 納 期 平成31年3月29日(金)
ただし、中間報告については、甲の指示に従い適宜行うこと。
- (2) 納入場所 奈良県くらし創造部スポーツ振興課

4. 著作権の帰属

本成果物の著作権は発注者である甲に属する。

5. 提出書類

乙は、本業務受託決定後、下記の書類を作成し提出するものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) その他甲が指示する書類

6. 貸与資料

本業務を実施する上で必要な資料は、甲が貸与するものとする。乙は甲の指示に従い、借用書を甲に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を甲に返却しなければならない。

7. 議事録作成

本業務に関する打合せ協議があった場合乙は、その内容について議事録を作成し、甲の確認を受けなければならない。

8. 成果物の検査・納品

本業務の成果品については、甲の検査を受けた後、納品するものとする。

9. 秘密の遵守

乙は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、甲の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。甲より貸与された資料および成果品については、乙は破損、紛失のないように取り扱いに十分注意するものとする。

II 業務内容

10. 業務概要

本業務の概要は次のとおりである。

- (1) 計画・準備
- (2) 県内スポーツ施設の現状分析・評価
 - A 競技拠点となる施設のスペック、耐用年数
 - B 必要な施設基準（国体・プロスポーツ等）に対する不足要素
 - C 宿泊・交通アクセス等
 - D 近年の国体開催県の競技・関連施設との比較
 - E 先進的な整備運営手法（PPP、PFI等）の情報収集・研究
 - F 市町村等ヒアリングによる現状把握
- (3) スポーツ施設整備ビジョンの検討
 - A 機能（用途、仕様、レベル等）
 - B 規模（中核拠点施設～身近なスポーツ・運動施設）
 - C 配置（地域性、効果効率性等）
 - D 整備・運営手法
- (4) 先催県等における競技・関連施設及び整備手法等調査
- (5) 打合せ会議
- (6) 業務遂行のために必要な資料作成

11. 計画・準備

乙は、本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握した上で、業務実施にあたっての実施内容及び作業工程を示した業務実施計画書を作成し、甲の承認を得るものとする。

12. 県内スポーツ施設の現状分析・評価

スポーツ施設整備ビジョンを策定するため、県内スポーツ施設の状況及び周辺環境などについて、10.（2）AからFまでの項目について現状分析と評価を行う。

- ・既存の各種調査結果、データ等を収集し、その分析を行う
- ・業務の目的達成のため、独自調査を実施する必要がある場合は乙の費用負担において行う

【対象競技】

本事業においては、国民体育大会における下記競技を前提とする

- | | |
|-------------|---------------------|
| ・正式競技（37競技） | ・特別競技（1競技） |
| ・公開競技（4競技） | ・デモンストレーション競技（28競技） |

13. スポーツ施設整備ビジョンの検討

県内のスポーツ施設の整備・運営を行うための考え方を整理し、10.（3）AからDまでの項目について検討を行い、スポーツ施設整備ビジョン（案）を作成すること。

【整備・運営手法】

整備・運営手法については、主として次の項目について検討を行うこと。

- ・まちづくり構想関係（交通、宿泊、公園等）
- ・民間活用（PPP、PFI等民間活力の積極的な活用）
- ・施設整備・改修等にかかる事業費を推計し中長期的なスタミナプランを作成
- ・新設施設における収益の分析

1 4. 先催県等における競技・関連施設等の整備手法調査

先催県等における事例を収集し、競技会場に必要な機能等の整理を行うとともに会場確保の方策等についても事例の把握を行う。

- ・調査を行う先催県は2箇所以上とする。対象については、乙は甲に協議のうえ決定すること
- ・調査結果をまとめた報告書を作成するものとする

1 5. 打合せ協議

本業務を遂行するにあたり甲と乙は初回、中間、最終、その他必要に応じて協議を実施する。なお、乙は打合せ協議簿を作成し甲へ提出するものとする。

1 6. 業務遂行のために必要な資料作成

庁内検討会議等に使用する資料を作成すること。A3用紙、5枚程度、2回(7月、10月ごろ)。

Ⅲ 成果品

1 7. 成果品

本業務における成果品は次のとおりとする。

- (1) 奈良県スポーツ施設整備ビジョン(案):各回につき2部
 - ・併せて、電子データを甲へ提出(メールでの送信可)するものとする。
- (2) 奈良県スポーツ施設整備ビジョン:概要版 50 部及び製本版 50 部(50P)
 - ・併せて、電子データをCD-Rに納めて甲へ2部提出するものとする。
- (3) 打合せ協議簿:1式
- (4) 中間報告書(1回目)
 - ・平成30年7月6日(金)までに甲へ提出することとする。
 - ・11については当該時点までに業務を完了し、報告するものとする。12～14については、当該時点で可能な限り反映させるものとする。
- (5) 中間報告(2回目)
 - ・平成30年10月12日(金)までに甲へ提出することとする。
 - ・11、12、14については、当該時点までに業務を完了し、報告するものとする。13については、当該時点で可能な限り反映させるものとする。
- (6) 報告書:1式